

個人向け国債のご購入に際してのご注意

- * 個人向け国債は、預金ではありません。また、京葉銀行が元本を保証するものではありません。
- * 個人向け国債は、預金保険の対象ではありません。また、京葉銀行でご購入いただいた個人向け国債は投資者保護基金の対象ではありません。
- * 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
- * 個人向け国債をご購入される際には、購入対価(経過利子を含む)のみをお支払いいただきます。
- * 個人向け国債のうち、「変動10年」および「固定3年」は発行日から1年間、「固定5年」は発行日から2年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。
- * 個人向け国債を中途換金する際、原則として※下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれますので、換金時の受取金額は投資額を下回ることがあります。

変動10年: 直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8

固定5年: 4回分の各利子(税引前)相当額×0.8

固定3年: 2回分の各利子(税引前)相当額×0.8

※発行日から一定期間の間には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。くわしくは、お取引店にお問い合わせください。
- * 個人向け国債ご購入に伴う、口座管理手数料はかかりません。
- * 利払日が銀行休業日の場合、翌営業日が利払日となります。
- * 中途換金のお申し込みは、利払日・償還日を起算日として11営業日前から5営業日前までの期間はできません。
- * 中途換金の代金は、申込日を起算日として4営業日目に指定口座にご入金します。
- * 個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。